

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 5 年 7 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和5年7月27日(木) 午後2時00分から3時34分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3-F					
3 教育長の氏名	神子修一					
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正	三	委員 若山晋
	四	委員 関根桂子	五	委員 森田高正		
5 欠席した委員の氏名						
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、加藤教育部参与、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、谷掛学校教育課副課長、櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会7月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	<p>神子教育長： 令和5年北本市教育委員会第1回臨時会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 令和5年北本市教育委員会第1回臨時会の議事録については、承認としてよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 令和5年北本市教育委員会第1回臨時会の議事録は、承認する。</p>					
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、5番の森田委員にお願いする。					
4 議事の取扱い	<p>神子教育長： 本日の案件は、報告事項が2件、審議事項が3件の計5件である。</p> <p style="text-align: center;">なお、本日の案件は全て「公開」審議として取扱う。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p>					
5 報告事項(公開案件)	神子教育長： 教委報告第44号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、学校教育課及び生涯学習課より説明をお願いします。					
(1) 教委報告第44号「教育長の決裁処分(共催・	木暮学校教育課長： (教委報告第44号の1の説明)					

<p>後援)の報告 について」</p>	<p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第44号の2～6の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第44号について、質疑はあるか。</p> <p>若山委員： 親子交流フェスINきたもとについて、昨年度実施した際に子ども達が多く集まっていた。 会場全体を見回りするようなスタッフの人数が少ないと感じたため、見回りスタッフの増員を要望したい。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 昨年度の実施を踏まえて、懸念点について事業者に伝える。</p> <p>黒川委員： 北本ふれあい家族の日並びに税に関する絵はがきコンクールについて、参加対象者がなぜ小学生のみなのか。 中学生は入らなくてよいのか。</p> <p>谷掛学校教育課副課長： 租税教育については、小学校から始まっている。 応募が数多くあり、まずは小学生から対象ということとなっている。 要望についても、先方にお伝えさせていただく。</p> <p>久保田委員： こども防災&国際交流キャンプの主催者について、母体組織はどこか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 主催者については、東日本大震災を機に設立されたこども防災協会である。 さらに上部団体を有しているかについては、把握していない。</p> <p>久保田委員： 少し心配なのが、子供だけを連れてキャンプを実施するが、人数に対する引率者が少ないように感じる。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 主催団体の方に確認し、懸念を伝える。</p> <p>神子教育長： 他に質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第44号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第44号については、了承とする。</p>
-------------------------	--

<p>(2) 教委報告第45号「令和5年度北本市教育委員会教育委員の学校訪問のまとめについて」</p>	<p>神子教育長： 教委報告第45号「令和5年度北本市教育委員会教育委員の学校訪問のまとめについて」について、学校教育課より説明をお願いする。</p> <p>谷掛学校教育課副課長： (教委報告第45号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第45号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第45号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第45号については、了承とする。</p>
<p>6 審議案件(公開案件)</p>	<p>神子教育長： 審議案件に入る。</p>
<p>(3) 教委議案第34号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」</p>	<p>神子教育長： 教委議案第34号「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」について、教育総務課より説明をお願いする。</p> <p>坂詰教育総務課長： (教委議案第34号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第34号について、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第34号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第34号については、可決とする。</p>
<p>(4) 教委議案第35号「令和6年度使用小学校用教科用図書採択(決議)について」</p>	<p>神子教育長： 教委議案第35号「令和6年度使用小学校用教科用図書採択(決議)について」について、教育総務課より説明をお願いする。</p> <p>木暮学校教育課長： (教委議案第35号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第35号について、質疑はあるか。</p> <p>神子教育長： 教科書採択協議会では、黒川委員に様々説明をいただいた。</p>

<p>(5) 教委議案第36号「「デーノタメ遺跡」の史跡指定に係る意見具申について」</p>	<p>長く教員を務めていただいて、その経験をもとに御発言いただき、とても良かったと感じる。</p>
	<p>神子教育長： 他に何か質疑はあるか。</p>
	<p>— 特に意見なし —</p>
	<p>神子教育長： 教委議案第35号については、可決としてよいか。</p>
	<p>— 各委員、可決 —</p>
	<p>神子教育長： 教委議案第35号については、可決とする。</p>
	<p>神子教育長： 教委議案第36号「「デーノタメ遺跡」の史跡指定に係る意見具申について」について、文化財保護課より説明をお願いする。</p>
	<p>齊藤文化財保護課長： (教委議案第36号の説明)</p>
	<p>神子教育長： 教委議案第36号について、質疑はあるか。</p>
	<p>神子教育長： デーノタメ遺跡の保存方針を巡っては、長い期間約20年近く様々な検討がなされている。 デーノタメ遺跡を国指定史跡とするためには、意見具申を行うことが必要で、この手続きに入って良いかということである。</p>
<p>神子教育長： デーノタメ遺跡については、より市民への周知が重要であると感じている。 文化財保護課は、重点的に取り組んでいただきたい。</p>	
<p>齊藤文化財保護課長： 今年度秋頃に市役所ホールでデーノタメ遺跡に関する展示会を予定している。 また、1月には文化センターホールにおいて、遺跡に関するシンポジウムを予定している。 広報きたもとは、デーノタメ遺跡に関する連載記事を掲載しており、直近の掲載は9月号に掲載する。</p>	
<p>黒川委員： 近くに住んでいたことがあれば、場所がわかるが、場所が分からない人もいると思う。 現地ツアーのようなことは出来ないのか、近くに見に行っ てはいけないのか。</p>	

- 齊藤文化財保護課長： まだ史跡になっておらず、私有地である。
教育委員会では、看板を設けてデーノタメ遺跡についての表示をしている。
年に数回、現地を歩くツアーを実施していることもある。
史跡になれば、ルールを設けデーノタメ遺跡の中を散策できるようにしていきたい。
- 神子教育長： 教育委員会で現地を見に行く必要があるのではないかと。今後、文化財保護課に計画していただきたい。
- 齊藤文化財保護課長： 計画させていただく。
- 関根委員： 約20年に渡ってデーノタメ遺跡に関する方針が決まらなかったのは、何か問題があったのか。
- 齊藤文化財保護課長： 平成7年頃から区画整理計画が進められ、その後に発掘された遺跡と範囲が重なった。
区画整理を進めると遺跡が無くなってしまうため、事前に発掘を進めたが、通常の遺跡ではないことが分かってきた。
区画整理を進めながら遺跡も大事にしなければならない状況となり、話し合いがうまく進まなかった。
都市整備部と教育部の協議を行い、区画整理の遅れを取り戻す必要と経費が膨らんでいることがあり、その解決のために遺跡部分について区画整理から除外して進めることで解決を図った。
- 関根委員： 今の段階で、具申を進めていく上での起こり得るトラブルは無いという理解で良いか。
- 齊藤文化財保護課長： 後は、地権者の方々に丁寧に説明させていただき、理解をいただく必要がある。
- 黒川委員： 道路を通して開発を行い、街を発展させるという考え方もあるが、それはどこの街でも出来ることである。
デーノタメ遺跡は北本市にしかないものであり、北本市にしか出来ない街づくりをするべきである。
- 森田委員： これから人口がなかなか増えない状況で、免許を返納する人が増えてくる。
今以上に便利な道路を作ることよりも、数千年も昔から人が住んでいた住みやすい土地があるという証拠を残していくことが重要だと考える。
広報活動も若い方にも届くように工夫し、デーノタメ遺跡

<p>7 その他</p> <p>8 閉会の宣言</p>	<p>の保存を進めていければ良い。</p> <p>久保田委員： 街づくりの観点、教育の観点から、残すべきものは残す必要があつて、街にもたらす効果をふまえるべきだと考えている。 経費の観点は考慮されるものの、もたらす効果がふまえられないままに終わってしまうことは、大変残念なことである。 街づくりへの効果、教育への効果等についても入れていただきながら、広報活動を進めていただきたい。</p> <p>神子教育長： 他に何か質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第36号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第36号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>生涯学習課： (栄市民活動交流センター設置にかかる各規則改正に関する情報共有について)</p> <p>学校教育課： (教育センターに関する規則改正に関する情報共有について)</p> <p>生涯学習課： (教育委員による社会教育施設訪問について)</p> <p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会7月定例会を閉会する。</p>
	<p>北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和5年8月24日</p> <p style="text-align: center;">教育長 神子 修一</p> <p style="text-align: center;">署名委員 森田 高正</p> <p style="text-align: center;">書記 落合 元</p>